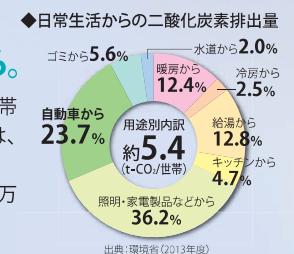


日常生活から排出される 二酸化炭素(CO₂)の24%がクルマから。

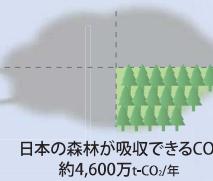
地球温暖化の最大の原因とされるCO₂は、日常生活からは一世帯あたり年間で約5.4トン排出され、そのうち約1/4(約1.3トン)は、クルマから排出されています。

日本全国のクルマは約8,000万台あり、一年間に約1億9,300万トンものCO₂が排出されています。



あなたのクルマが排出するCO₂のうち 森林が吸収できるのは1/4だけ。

日本の国土の約7割が森林であり、日本の森林が吸収できるCO₂は一年間に約4,600万トンです。しかし、それは、日本全国のクルマが排出するCO₂約1億9,300万トンの1/4にすぎません。それ以外のCO₂は大気中に残り、地球温暖化の原因となっています。



エコドライブでCO₂も30%削減!

みんなでエコドライブを心掛け、地球温暖化を防ぎましょう。エコドライブをすれば燃料消費だけでなく、CO₂も30%削減できます。エコドライブはエコノミーでエコロジー。そして安全運転です。

エコドライブすれば…



エコカーにすればさらにCO₂削減、減税なども受けられお得。

通常のガソリン自動車と比較すると、ハイブリッド自動車では約35%、プラグインハイブリッド自動車や電気自動車では約63%のCO₂を削減できます。エコカー減税などの優遇措置もあります。



エコドライブで いこう!



エコドライブは、
環境にやさしくて、経済的。
ちょっとした運転のしかたで、
燃料消費もCO₂も減らせます。
もちろん、安全運転で!

やってみよう、エコドライブ!めざそう、30%の燃料消費削減!!

クルマは、発進、巡航・減速、停止を繰り返しながら、走行しています。

通常の運転^{*}では、1kmを走行する間に消費する燃料は98.9ccですが、エコドライブをすると25.7%も削減されます。



停止 アイドリングストップで10.5%のエコ

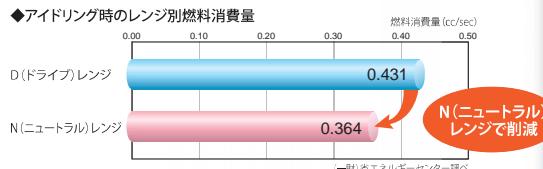
燃料消費の約15%は駐停車時のアイドリングによるものです。

アイドリングストップをすることで、燃料消費全体の10.5%を削減できます。

<駐停車時のアイドリングはやめよう>

客待ちや荷物の積み下ろしの際は、エンジンを止めましょう。

人の乗り降りやちょっと長めの信号停止の際は、N(ニュートラル)レンジに切り替えましょう。



体験 エコドライブ

愛知県では、企業の業務ドライバーなどを対象に、エコドライブ講習会を開催しています。

これまで約400人が参加。

最大で45%の燃料消費削減を達成した方もいます。

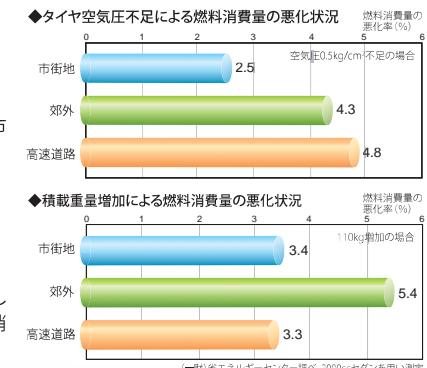


発進 ふんわりアクセルで9.7%のエコ

燃料消費の約35%は発進の際に使われています。

急な発進をやめて、ふんわりおだやかにアクセルを踏むだけで、燃料消費全体の9.7%を削減できます。

AT車の場合、ブレーキから足を離すだけで
クルマは動き出し、「ふんわり発進」ができます。



<タイヤの空気圧をチェックしよう>

タイヤの空気圧が0.5kg/cm²不足しただけで、燃料消費は市街地で2.5%、郊外で4.3%も増加します。

<不要な荷物はおろそう>

例えば110kgの荷物が増えると、燃料消費は3.4%増加します。

<出発前に最適経路をチェックしよう>

行き先や経路をあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。1時間のドライブで10分間余計に走行すると燃料消費は約17%増加します。

巡航・減速 ゆったり運転で5.5%のエコ

燃料消費の約半分は巡航・減速時に使われています。

一定の速度を維持し、急加速や急減速を避けるだけで燃料消費全体の3.4%を削減できます。
さらに急ブレーキで停止しないよう、早めのアクセルオフで2.1%を削減できます。

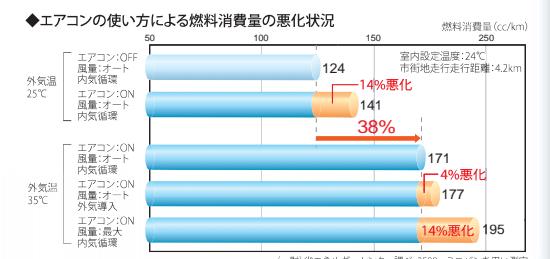


<エアコンを賢く使おう>

外気温25°Cでエアコンを使うと、燃料消費は14%増加します。

さらに、外気温35°Cだと燃料消費は38%も増加します。

エアコンを使用する際は、内気循環で風量調節をオートにすると燃料の節約になります。



事業者の皆様へ

貨物自動車等の車種規制非適合車の 使用抑制等に関する要綱

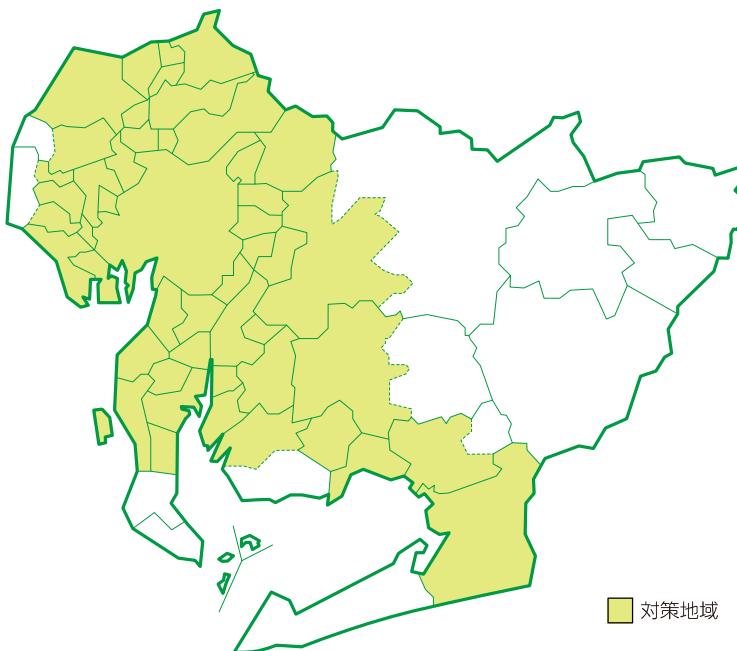
- 非適合車の使用抑制
- エコドライブの実施



大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、
自動車NOx・PM法の対策地域外からの流入車も含め、
対策地域において運行する車両を対象として、
車種規制非適合車の使用抑制及びエコドライブの促進を図るための
要綱を制定・施行しました。皆様のご協力をお願いします。

対象となる地域と車両

対策地域



愛知県内47市町村 (平成23年4月現在)

名古屋市	豊橋市	岡崎市 ^{*1}	一宮市
瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市 ^{*2}
津島市	碧南市	刈谷市	豊田市 ^{*3}
安城市	西尾市 ^{*4}	蒲郡市	犬山市
常滑市	江南市	小牧市	稻沢市 ^{*5}
東海市	大府市	知多市	知立市
尾張旭市	高浜市	岩倉市	豊明市
日進市	愛西市 ^{*6}	清須市	北名古屋市
弥富市	みよし市	あま市	東郷町
長久手町	豊山町	大口町	扶桑町
大治町	蟹江町	飛島村	阿久比町
東浦町	武豊町	幸田町	

※1 旧額田町を除く

※2 旧一宮町を除く

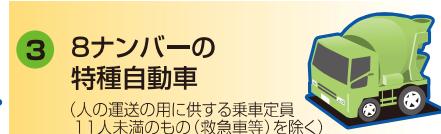
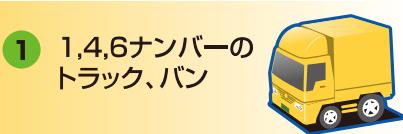
※3 旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町
及び旧稻武町を除く

※4 旧一色町、旧吉良町及び旧幡豆町を除く

※5 旧祖父江町を除く

※6 旧立田村及び旧八開村を除く

対象自動車



※ 緑ナンバー、白ナンバーとも対象

※ 乗用自動車、軽自動車、二輪自動車、及び特殊自動車(0, 9ナンバー)は対象外

適合・非適合の見方

自動車検査証(車検証)の「備考」欄で、排出ガス基準の適合状況を確認してください。

車検証



【備考欄の記載内容】

● 「使用車種規制(NOx・PM)適合」

→ 適合車

● 上記以外

「この自動車はNOx・PM対策地域
内に使用の本拠を置くことができ
ません」など

→ 非適合車

(対策地域内では運行させな
いようにしましょう。)

※一部、備考欄に適合状況の記載がない場合もありますが、型式・燃料の種類から確認できます。

詳しくは愛知県ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/index.html>)をご覧ください。

※平成17年規制適合車(ADF-など型式記号が3桁のもの)、天然ガス自動車、電気自動車は全て適合車です。

【運送を行う事業者】の取組内容

環境に配慮した運送を実施する。

① 非適合車を使用しないようにしましょう。

対策地域外からの車であっても、自動車NOx・PM法に定める排出ガス基準に適合しない自動車(非適合車)は、対策地域内では運行させないようにしましょう。

澄んだ青空を取り戻すために
環境への負荷が小さい自動車を
利用しましょう。



② 適合車ステッカーを表示しましょう。



環境省・国土交通省へのステッカー交付申請について
適合車ステッカーは、環境省又は国土交通省に申請することにより、無償交付(郵送費は必要)を受けられます。
詳しくは、下記のURLを参照してください。

環境省ウェブサイト <http://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html>

国土交通省ウェブサイト http://www.mlit.go.jp/jidosha/noxpm/houkoku/noxpm_sticker.html

※ 白ナンバー車は環境省、緑ナンバー車は国土交通省。

次のステッカーも適合車ステッカーに該当します。※ 星の数などは排ガス性能により異なります。



③ エコドライブを実践・推進しましょう。

自動車から排出される大気汚染物質(NOx・PM)・温室効果ガス(CO₂)を最小限にとどめるため、ドライバーと運行管理者は協力してエコドライブを実践・推進してください。

【荷主等・旅行業者】の取組内容

環境に配慮した運送を要請・確認する。

非適合車の不使用を要請・確認しましょう。

■ 荷主等(荷受人を含む)は

対策地域内から、又は対策地域内に貨物・廃棄物の運送を委託する場合や、物品を購入・借入れ・譲受けし運送させる場合は、相手先に対して非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。また、非適合車が使用されていないか確認してください。



■ 旅行業者は

対策地域内での発着を伴う旅客運送を委託する場合は、バス事業者に対し、非適合車を使用しないこととエコドライブの実施を要請してください。また、非適合車が使用されていないか確認してください。



特定荷主等及び特定旅行業者は定期報告を

特定荷主等、特定旅行業者は毎年度6月30日までに指定様式により愛知県知事(名古屋市内の方は「名古屋市長」、岡崎市内の方は「岡崎市長」)に下記の項目を報告してください。

○ 非適合車を使用しない旨の要請状況 ○ 非適合車の確認状況

報告先・報告様式等につきましては愛知県ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/index.html>

※本制度での特定荷主等とは下記に定義する荷主等をいうものであり、省エネ法に規定される特定荷主とは異なります。



「特定荷主等」とは 荷主等のうち、継続的に又は反復して、貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超える、かつ、対策地域内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有するもの。

「特定旅行業者」とは 対策地域内に営業所を有する第一種旅行業者であって、他の者に委託して対策地域内で対象自動車を利用するもの。

【中継施設・自動車関連事業者】の取組内容

環境に配慮した運送を周知する。

① 非適合車の不使用を周知しましょう。

■ 中継施設の管理者は

中継施設に対象となる自動車で出入りする事業者に対して、「対策地域内では非適合車を使用しないよう求められている」ことについて周知してください。



「中継施設」とは、対策地域内に存する以下の施設のことをいいます。

- 港湾法に規定する重要港湾
- 空港法に規定する空港
- 鉄道の貨物駅
- 卸売市場法に規定する中央卸売市場

■ 対象自動車を販売・賃貸する事業者は

対象自動車を購入、又は賃借する事業者に対して、「対策地域内では非適合車を使用しないよう求められている」ことについて周知してください。



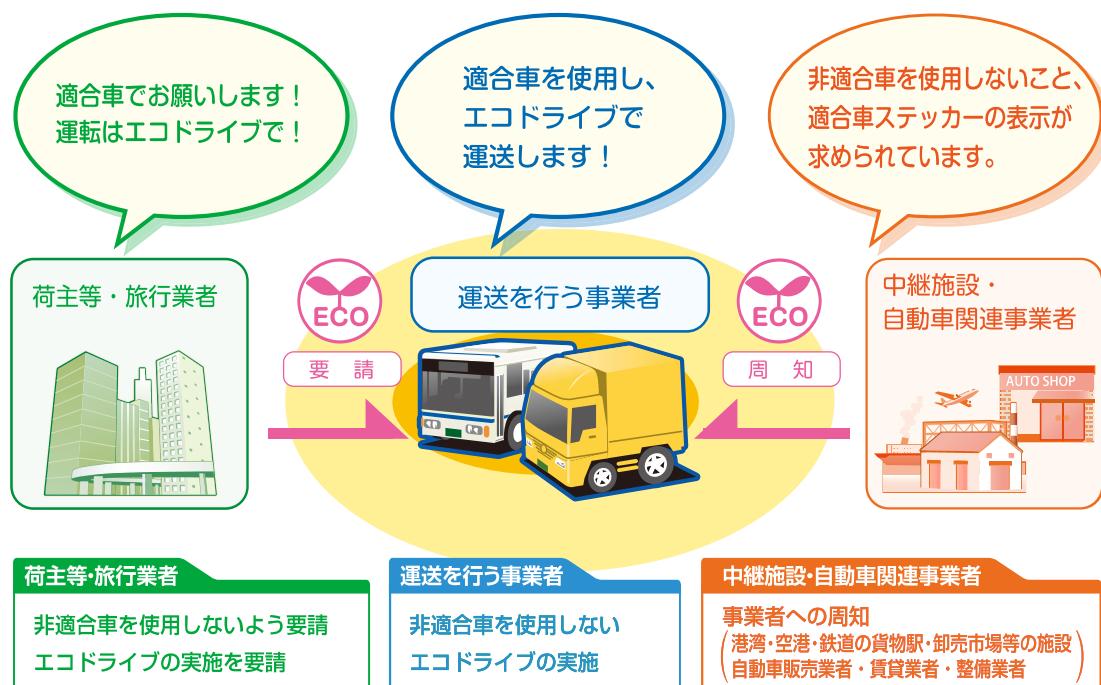
② 適合車ステッカーを周知しましょう。

■ 対象自動車を整備する事業者は

対象自動車の整備を受ける事業者に対して、「対策地域内で適合車を運行する場合、適合車ステッカーの表示が求められている」ことについて周知してください。



貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 概要図



愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
【TEL】 052-954-6217 【FAX】 052-955-2029

名古屋市
City of Nagoya

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
【TEL】 052-972-2682 【FAX】 052-972-4155

 **岡崎市**
OKAZAKI CITY

岡崎市環境部環境保全課
〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
【TEL】 0564-23-6194 【FAX】 0564-23-6536

要綱に関するページ ➤ <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/index.html>

(このリーフレットは、上記アドレスからダウンロードしていただけます。)

標準仕様書

(抜粋)

-土木工事標準仕様書-

平成28年4月

愛知県建設部

なければならない。

9. 特定調達品目

請負者は、一般資材、建設機械を使用する場合は、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）」第88条で定められた「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に定められた特定調達品の使用を積極的に推進するものとする。

10. 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制

請負者は、貨物自動車を使用する場合は、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。

11. 特定特殊自動車の燃料

請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、**提示**しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

12. 石綿等

請負者は、「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に基づき、石綿等の使用的有無の調査、建築物、または工作物解体等の作業方法、費用または工期等について監督員と**協議**するものとする。

13. 鉛等有害物質

請負者は、橋梁等建設物に塗布された塗料中の鉛やクロム等有害な物質の有無について監督員に確認するものとする。

また、監督員より、有害な物質の有無の調査を指示された場合は、調査を実施し、結果を監督員に報告するものとする。

監督員への確認又は調査結果により法令等で指定される基準等を満足しない有害物質が確認された場合は、「鉛中毒傷害予防規則（昭和47年9月30日労働省令第37号）」等関係法令に基づき実施しなければならない。

なお、費用、工期等については監督員と協議するものとする。

1-1-37 事業損失防止

1. 一般事項

請負者は、「事業損失の防止対策について」（22用地第179号 平成22年9月28日 建設部長通知）に基づき、社会通念上、受忍の限度を超えるような事態が生じないよう施工現場周辺を調査し、施工方法について十分検討を行うものとする。

検討の結果、家屋調査等が必要と判断される場合は、**設計図書**について監督員と**協議**しなければならない。

2. 家屋調査

請負者は、**設計図書**に家屋等、事業損失防止調査の必要性が示された場合、工事着手前、施工中において「用地調査及び物件調査委託 関係仕様書」に基づき、事業損失に対する調査を行うものとする。

3. 防止措置

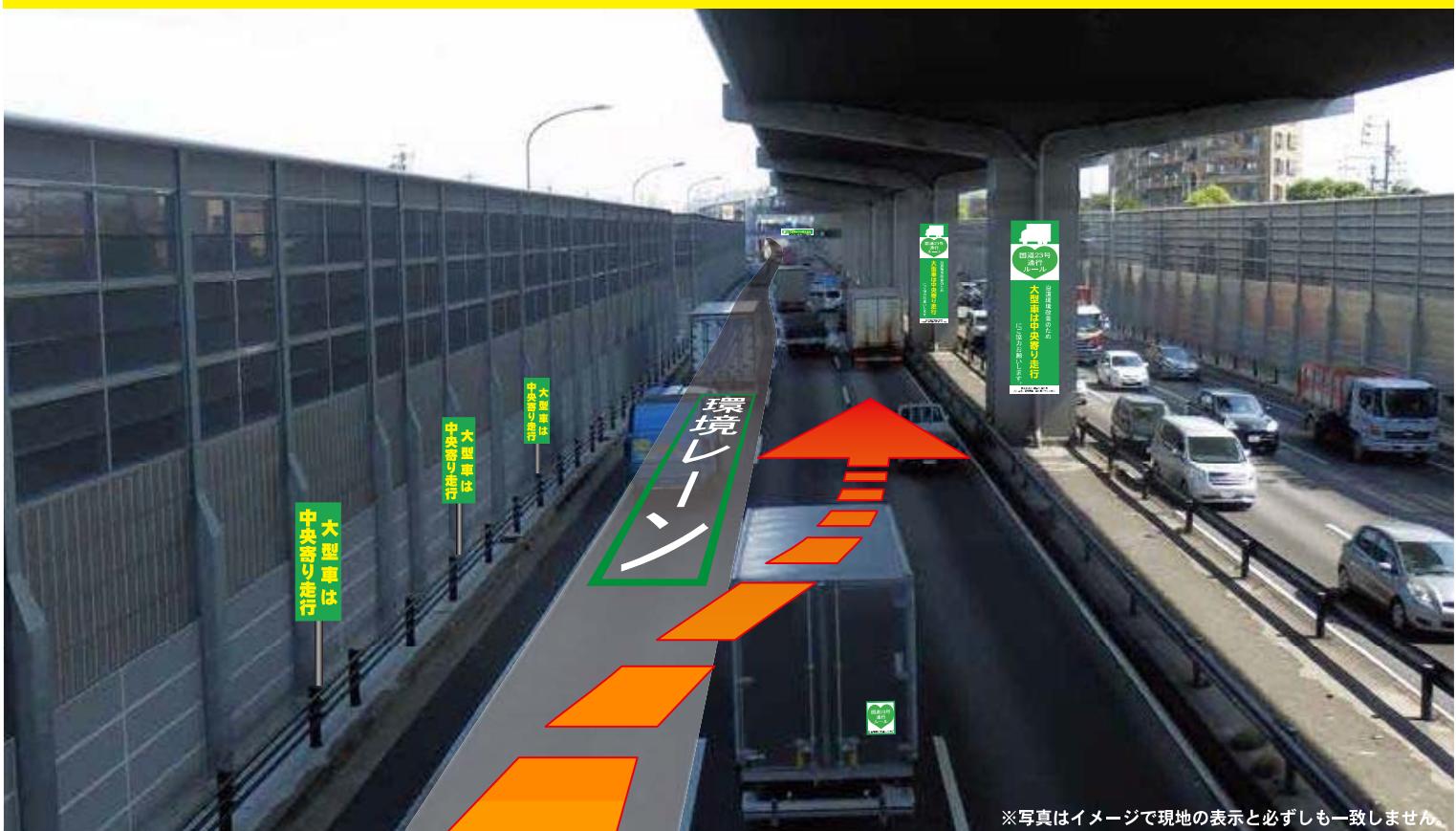
請負者は、調査結果から、事業損失発生の可能性が高い場合は、監督員と**協議**

沿道環境改善のため

大型車は中央寄り走行

にご協力お願いします。

歩道寄りの車線は、**沿道環境に配慮する車線【環境レーン】**です。



※写真はイメージで現地の表示と必ずしも一致しません。

環境に配慮した走行を!

大型車の中央寄り走行により
沿道の騒音・大気汚染が
低減されます。



国土交通省・環境省・愛知県・名古屋市・愛知県警・愛知県トラック協会

お問い合わせ

国土交通省 中部地方整備局 道路部 計画調整課 TEL 052-953-8171 名古屋国道事務所 TEL 052-853-7326